

## 橋梁点検結果

橋梁点検の結果について、群馬県橋梁点検マニュアル（2011年改訂版）に準拠し、補修の必要性について各部材の対策区分判定を行いました。

橋梁点検を実施した12橋の内、緊急な対応が必要な対策区分判定E2が1橋、次回の点検までに対応が必要な対策区分判定Cが6橋、および維持工事対応とする対策区分判定Mは11橋で確認されました。

表 群馬式定期点検の対策区分

判定区分 判定	判定の内容
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある
E 2	その他、緊急対応の必要がある
C	速やかに補修等を行う必要がある
S 1	損傷が著しく、健全度に直接問題になる損傷であり、早急に詳細調査を行った上で補修を行う必要がある
S 2	追跡調査（職員点検・定期点検）により、損傷の進展を確認した上で、補修の要否検討を行う
M	維持工事に対応する必要がある
B	状況に応じて補修を行う必要がある
A	損傷が軽微で補修を行う必要がない
A 0	点検の結果から損傷は認められない

### 判定結果

E 2 : 1 橋 ( 1 部材) ※平成 25 年度補修対応済

S 2 : 1 橋 ( 1 部材)

C : 6 橋 ( 9 部材)

M : 11 橋 (39 部材)

※判定結果の橋梁数は、1 橋に複数の部材が判定がされていることがあるため重複した数となっています。